

介護保険への一般会計からの繰り入れについて

(2007年9月1日現在)

保険料への一般会計からの繰入をする自治体はなかった。
 利用料への一般会計からの繰入をする自治体は、18市町村あった。

市町村名	一般会計からの繰り入れ			文書回答
	保険料	利用料	サービス改善	
合計	0	18	1	
1 名古屋市				介護保険制度は、全国一律の制度であることから、保険料及び利用料の減免に関する費用負担についても、制度の枠組みの中で対応すべき者であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。
2 豊橋市				本紙では、在宅サービスを利用する低所得者に対して、高額介護サービス費支給後の負担額をさらに軽減する「在宅サービス負担軽減事業」独自に実施しております。
3 岡崎市				介護保険制度の費用については、国、県、市町村、被保険者の負担割合が決まっております。
4 一宮市				現行の制度、負担割合に基づき実施していきます。
5 瀬戸市				介護保険制度は、第1号被保険者とよばれる65歳以上の高齢者、第2号被保険者と呼ばれる40歳から64歳までの健康保険加入者の方に負担・納付いただく介護保険料と、国が定めた国・県及び市の負担割合による公費によって賄うこととされております。陳情の保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計からさらに繰り入れることは適正な介護保険制度の運営を損なうことから考えておりません。
6 半田市				国は保険料減免分を一般財源で補填することは適当でないとしており、本市においても一般財源による補填は考えておりません。利用料減免については、一般財源で介護福祉助成事業として、低所得者の方を対象とした利用料の負担軽減を図っています。
7 春日井市				介護保険については、特別会計で運営しています。決められた一般会計からの繰出金以外の繰入は一般会計が影響を受けるため、繰り入れることができないと考えます。
8 豊川市				介護保険制度は、保険料収入と保険給付のバランスを図らなければならぬと考えています。
9 津島市				減免に関しては、国の3原則に則った形で行っていきたいと考えています。
10 碧南市				低所得者に対する保険料減免については、国が示す原則に従い、1号保険料を財源としています。また、利用料減免等については、一般財源により実施しております。
11 刈谷市				住宅改善のための費用を補助する住宅改善費補助事業や、低所得者の負担を軽減するための訪問介護利用者負担助成事業、福祉法人等サービス利用料軽減事業、居宅サービス等利用者負担助成事業を一般会計により行っています。
12 豊田市				文書回答なし
13 安城市				利用料減免のための費用については、一般会計にて対応しています。
14 西尾市				国の方針に従って、保険料減免分の一般会計からの繰り入れは適当でないと考えます。
15 蒲郡市				原則法定繰入金のみとする。

市町村名		一般会計からの繰り入れ			文書回答
		保険料	利用料	サービス改善	
16	犬山市				介護保険法により費用負担割合が決まっているため、必要以上に一般会計から負担することはできません。 利用者負担にかかる市独自の減免制度の実施については、介護サービス利用者との負担の均衡や、市の財政状況等を勘案しますと現段階では困難です。
17	常滑市				保険制度の中で配慮・検討することと捉えています。
18	江南市				保険料減免は、国の示す3原則を遵守し、今後も実施します。 また、利用料減免、介護サービス改善については、ヘルパー利用料軽減(条件あり)を実施しています。
19	小牧市				介護保険法の趣旨に従って制度を運営しており、これに一般財源を投入することは考えておりません。
20	稲沢市				介護保険料の減免に関しては、国の打ち出した3原則がございます。第1に、全額免除はしないこと、第2に、収入のみに着目した一律減免はしないこと、第3に、一般会計からの繰り入れによる減免は行わないこと、でございます。稲沢市としましては、国の考え方を尊重し、一般会計からの繰り入れを行う考えはございません。 また、介護利用料の減免に関しても、国の考え方を尊重し、一般会計からの繰り入れを行う考えはございません。
21	新城市				国の制度において、可能な範囲で実施しており、本市独自の制度を設けることは、考えていません。
	知多北部 広域連合				介護保険は、介護を国民皆で支えあう制度で、保険料を支払った人に必要な給付を行うことが前提であり、減免制度の実施に際しては次の3要件を遵守すべきとされています。知多北部広域連合は、この3原則を遵守するとしております。 保険料の全額免除をしない。 収入のみに着目した一律の減免をしない。 保険料減免分に対する一般財源の繰入をしない。
25	知立市				保険料減免の財源を一般会計から繰り入れることは、保険料の3原則に抵触するのでできません。 利用料減免は、一般会計予算で対応しています。 介護サービス改善のための費用は考えていません。
26	尾張旭市				保険料減免経費の一般会計からの繰り入れについては、制度上困難ですが、利用料減免経費については、一般会計にて予算措置しています。 介護サービス改善に向けては、地域支援事業の任意事業の中で、介護相談員の派遣などサービス適正化に向けた施策を行っており、一般会計からも20.25%の負担をしています。 また、市職員による事業所の実地指導も継続して行っています。
27	高浜市				基本的に制度の枠組みの中で考えており、現在の所、市独自の介護保険料減免、利用料減免は考えておりません。
28	岩倉市				岩倉市の介護保険料・利用料の減免制度は、老齢福祉年金受給者を対象に行っています。厚生労働省は、保険料単独減免に対して、一般会計からの繰り入れを禁止していることもあり、このような状況下で減免制度の拡充は、現在のところ考えておりません。
29	豊明市				相互扶助に基づき、公的社会保障制度の介護保険法により運営に努めたい。
30	日進市				介護(予防)給付見込額に対する、介護保険法に定められた負担割合の繰り入れを行います。

市町村名		一般会計からの繰り入れ			文書回答
		保険料	利用料	サービス改善	
31	田原市				介護保険の費用は、高齢者が19%、市町村が12.5%というようにそれぞれ負担割合が定められている。このうち、高齢者の保険料は、高齢者の方にも助け合いに加わっていただくために、支払っていただいている者であり、定められた負担割合を超えて他に転嫁することは助け合いの精神を否定することになります。 市町村の一般財源は、住民のための貴重な財源であることから、将来の介護費用が増加しないよう、介護予防事業などの実施に当てていく予定です。 また、ヘルパーの利用料、社会福祉法人の減免は一般会計にて実施しております。
32	愛西市				介護保険の費用は、ご承知のとおり高齢者の保険料が19%、市町村の一般財源が12.5%というように、それぞれ負担割合が法律で決められております。高齢者の保険料は、高齢者も助け合いに加わることを意味するもので、それを減免し、その分を定められた負担割合を超えて他に転嫁することは、助け合いの精神を否定することになります。低所得者に対しては、旧2段階の見直しを行い負担能力の低い層の保険料負担をさらに軽減して6段階の保険料設定により低所得者に対し既に減額をして軽減しております。 また、介護保険の創設に当たっては、一般会計からの繰り入れが常態化し第2の国保になるのではという懸念もあり、こうしたことが生じないため、国の三原則により、一般会計からの繰り入れは禁止されております。保険料が不足した場合は、財政安定化基金で対応することになっています。加えて市の一般財源は、住民のための貴重な財源であることから将来の介護給付費が増加しないよう、例えば健康づくりなどに充てることが重要であると考えます。 なお、厚生労働省においては、現行の「世帯理念」を用いた段階設定について、公平な設定方法等について、「介護保険料の在り方等に関する検討会」で検討されていますので今後の動向を見守りたいと思います。
33	清須市				介護保険法のルールに基づき実施しており、一般会計からの繰り入れは考えておりません。
34	北名古屋市				国の施策どおり行います。
35	弥富市				介護保険は国の制度でありますので、その方針に基づき運用してまいりたいと考えており、一般会計からの繰り入れは考えておりません。
36	東郷町				介護給付に要する費用の負担割合については、介護保険法第121条以降に定められているところであり、個別に保険料・利用料を減免した場合の費用を一般会計から飲み補填することはできません。 なお、保険料の減免については、減免した保険料の補填は保険料の中で行うこととされており、一般会計から繰入をすることは保険の趣旨に反します。
37	長久手町				国の3原則を遵守すべきと考えており、町単独の減免及び免除は考えておりません。
38	豊山町				介護保険法に基づく、保険料の負担として一般会計から繰り入れるとともに、事務費等についても繰り入れています。
39	春日町				介護保険の運営からみて、一般会計からの繰入金は考えていません。
40	大口町				現在、一般会計からの繰り入れは、考えておりません。
41	扶桑町				保険料・利用料減免のための財源は、現状のとおり保険料で賄っていきます。
42	七宝町				実施している。
43	美和町				災害減免についての規定のみ。

市町村名		一般会計からの繰り入れ			文書回答
		保険料	利用料	サービス改善	
44	甚目寺町				介護保険では、一般会計から繰り入れることができる内容について限定されている。
45	大治町				今のところ、一般会計からの繰り入れは考えておりません。
46	蟹江町				一般会計から繰り入れる考えはありません。
47	飛島村				この項に関する回答無し
48	阿久比町				利用料の減免は一般会計で対応しています。保険料の減免については、保険料で対応します。
50	南知多町				現在、一般会計から繰り入れる考えはありません。
51	美浜町				一般会計からの繰り入れは、考えていない。
52	武豊町				現行制度で実施します。
53	一色町				介護保険利用者負担助成については一般会計にて支弁
54	吉良町				居宅サービス利用料については、町単独事業として、一般会計より助成しています。
55	幡豆町				利用料は実施中、保険料は現行の6段階制度を継続。
56	幸田町				3原則遵守により、減免についての一般会計からの繰り入れはしません。
57	三好町				文書回答なし
58	設楽町				通常決められている繰入を実施していく。
59	東栄町				不足する部分は繰り入れしている。
60	豊根村				介護保険料も県平均より低く設定しており今後も健全な運営に努めていきたいと思えます。
61	音羽町				文書回答依頼せず
62	小坂井町				介護保険の財源につきましては法定の基準とし、保険料は介護サービスにかかる費用もとに3年ごとに基準額を設定し、各々の所得に応じて決定しております。介護サービス費用の増加により保険料が増加しますので、今後介護保険料を高騰させないためにも高齢者の方々が何時までも元気で、介護を受けることなく生涯現役人生が送れるように、介護予防を推進したいと考えます。
63	御津町				文書回答依頼せず